

瀬戸市議会議長

令和7年8月6日

富田 宗一様

陳情者

瀬戸市

プラスチック製容器包装の収集を、月二回から週一回にすることを求める陳情書

1 陳情の趣旨

容器包装リサイクル法は1997年4月に本格施行され、家庭から出るごみのうち約6割を占める容器や包装をリサイクルし、廃棄物の減量化と資源の有効活用を図る為の法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再生商品化の役割分担で社会全体でリサイクルに取り組む仕組みをさだめています。

プラスチック資源循環促進法は2022年4月に施行されプラスチック製品のライフサイクル全体における資源循環を促進するための法律です。プラスチックの設計から廃棄まで、資源が循環する社会を目指しています。

しかしながら、瀬戸市は2022年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しましたが、2年10ヶ月過ぎた現状収集でも月二回のために1袋は分別して、容器包装は嵩張る為2袋目は保管場所もなく燃えるごみに出すという話をよく聞きます。

そこで循環型社会を実現するために、市民の一人ひとりが、日々の生活の中で3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、ごみ減量は私達にもできる環境保全の一つであります。それゆえに私の想いを陳情いたします。

2 陳情事項

プラスチック製容器包装の収集を、月二回から週一回にすることを求める。

—
以上

